

山梨県公報

第千八百七十九号

平成二十年

八月十八日

月 曜 日

平成二十年六月二十五日

山梨県告示第三百六十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

目 次

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可(二件)……………四七五

団体営土地改良事業の完了……………四七五

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………四七六

公 告

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………四七九

公安委員会

落札者等の決定について(四件)……………四八〇

正 誤

平成二十年三月二十八日付号外第十六号中……………四八一

告 示

山梨県告示第三百六十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

秋山漁業協同組合 上野原市秋山七千六十二番地

二 漁業権の免許番号

内共第十号

三 認可に係る変更内容

1 遊漁料の納付の場所を、組合事務所又は、秋山漁業協同組合 遊漁承認証販売所の

の幟旗の立つ場所とすることとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十年六月二十五日

山梨県告示第三百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百十三条の二第一項の規定により、岩下土地改良事業共同施行委員会小保宏之から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十月一日。

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

西湖漁業協同組合 南都留郡富士河口湖町西湖二千二百四十三番地の一

二 漁業権の免許番号

内共第十五号

三 認可に係る変更内容

1 漁場区域内において遊漁料の納付対象となる漁法から置き針を削ることとした。

2 山梨県漁業調整規則に基づく禁止期間についての規定を削ることとした。

3 遊漁についての制限内容に以下の制限を加えることとした。

(一) 漁具・漁法について、ふな及びこいを除き、撒き餌の使用を禁止する。ただし、ひめます及びわかさぎを除き、胴付き釣り仕掛けを使用する場合にあっては、これを認めるものとする。また、ワーム類について、スピナーベイト、ラバージグ及びポークリンド(天然素材のもの)を除く軟質プラスチック製擬似餌及び合成

素材付け餌を禁止する。

(二) 遊漁期間について、ひめます、やまめ及びわかさぎについては三月一日から五月三十一日及び九月一日から十二月三十一日の間で組合が提示する期間(遊漁時間)は、組合が提示する時間とし、ふな、こい、おいかわ、うなぎ、うぐい及びおおくちばすについては一月一日から十二月三十一日(遊漁時間)は、日の出から日没までの間とする。

(三) ひめますについて、制限尾数を三十尾とする。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十年六月二十五日。ただし、三(一)のワーム類についての規制については、平成二十年十月一日。

山梨県告示第三百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百十三条の二第一項の規定により、岩下土地改良事業共同施行委員会小保宏之から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十月一日。

山梨県知事 横 内 正 明

一 漁業権者の名称及び住所

岩下土地改良事業共同施行委員会 小保宏之から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十年十月一日。

二 漁業権の免許番号

内共第十五号

三 認可に係る変更内容

1 漁場区域内において遊漁料の納付対象となる漁法から置き針を削ることとした。

2 山梨県漁業調整規則に基づく禁止期間についての規定を削ることとした。

3 遊漁についての制限内容に以下の制限を加えることとした。

(一) 漁具・漁法について、ふな及びこいを除き、撒き餌の使用を禁止する。ただし、ひめます及びわかさぎを除き、胴付き釣り仕掛けを使用する場合にあっては、これを認めるものとする。また、ワーム類について、スピナーベイト、ラバージグ及びポークリンド(天然素材のもの)を除く軟質プラスチック製擬似餌及び合成素材付け餌を禁止する。

(二) 遊漁期間について、ひめます、やまめ及びわかさぎについては三月一日から五月三十一日及び九月一日から十二月三十一日の間で組合が提示する期間(遊漁時間)は、組合が提示する時間とし、ふな、こい、おいかわ、うなぎ、うぐい及びおおくちばすについては一月一日から十二月三十一日(遊漁時間)は、日の出から日没までの間とする。

(三) ひめますについて、制限尾数を三十尾とする。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十年六月二十五日。ただし、三(一)のワーム類についての規制については、平成二十年十月一日。

平成二十年八月十八日

山梨県知事 横内正明

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
区画整理事業	岩下地区	平成十七年二月二十一日

山梨県告示第三百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十八日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
甲州市	菱山 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり （図面省略）
	菱山 2	急傾斜地の崩壊	
	池ノ平	急傾斜地の崩壊	
	赤坂	急傾斜地の崩壊	
	捨石原 1	急傾斜地の崩壊	
	捨石原 2	急傾斜地の崩壊	
	富町・富町の2	急傾斜地の崩壊	
	次郎川	急傾斜地の崩壊	

上町	急傾斜地の崩壊
上岩崎	急傾斜地の崩壊
別所・別所の2	急傾斜地の崩壊
御所平	急傾斜地の崩壊
岩田戸	急傾斜地の崩壊
赤坂	急傾斜地の崩壊
富町	急傾斜地の崩壊
勝沼	急傾斜地の崩壊
御所平	急傾斜地の崩壊
岩田戸	急傾斜地の崩壊
岩田戸の2	急傾斜地の崩壊
岩田戸の3	急傾斜地の崩壊
深沢	急傾斜地の崩壊
深沢	急傾斜地の崩壊
勝沼	急傾斜地の崩壊
木賊 1	急傾斜地の崩壊
木賊 2	急傾斜地の崩壊
天目	急傾斜地の崩壊

田草川 1	大滝川 2	大滝川 1	入之沢川	大明神 2	大明神 1	田野	村平の2 2	村平の2 1	村平	田野の2	田野 2	田野 1	天目の3	天目の2 4	天目の2 3	天目の2 2	天目の2 1	道平
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

道平 1	観音沢	窪の沢	青笹沢	塩原沢	駒井沢川	尻骨沢	早草川	石尊東沢	行者川	湯の沢川	西沢川	男菱川 3	男菱川 2	男菱川 1	大久保川	苦名川	田草川 3	田草川 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲州市								市町村名							
次郎川	富町・富町の2	捨石原 2	捨石原 1	赤坂	池ノ平	菱山 2	菱山 1	土砂災害特別警戒区域の名称	木賊	村平	かけ沢	雨沢	曲沢	大蔵北沢	道平 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)								土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項							

天目の2 1	道平	天目	木賊 2	木賊 1	勝沼	深沢	深沢	岩田戸 3	岩田戸 2	岩田戸	御所平	勝沼	富町	岩田戸	御所平	別所・別所の2	上岩崎	上町
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

男菱川 3	男菱川 1	大久保川	田草川 1	大滝川 2	大滝川 1	大明神 2	大明神 1	田野	村平の2 2	村平の2 1	村平	田野の2	田野 2	田野 1	天目の3	天目の2 4	天目の2 3	天目の2 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年九月十八日まで縦覧に供する。

平成二十年八月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 くらがねやスーパーデポ一宮店

2 所在地 笛吹市一宮町竹原田字川原口丁千三百六十番外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十年四月三日

村平	かけ沢	雨沢	大蔵北沢	道平 2	観音沢	窪の沢	青笹沢	塩原沢	駒井沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

三 意見の概要

- 1 消防関係法令の遵守
- 2 交通関係についての地元説明会の開催
- 3 周辺主要道路の円滑な交通処理への配慮
- 4 原動機の定格出力に応じた届出

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年八月十八日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

IC 運転免許証作成システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日

平成二十年七月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社 DNP アイデーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 落札金額

八十四万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十年五月十九日

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年八月十八日

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

IC 運転免許証運転者管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十年七月四日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

NEC リース株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目十七番三号

五 随意契約に係る契約金額

七千八百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に

該当

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年八月十八日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

電子署名生成装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日

平成二十年七月四日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

四千六百七十六万四千元

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十年五月十九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十年八月十八日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

IC 運転免許証申請者用確認端末 二十組

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日
平成二十年七月四日

四 落札者の氏名及び住所

NTTファイナンス株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十

二番二号

五 落札金額
千八百四十八万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十年五月十九日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年三月二十八日山梨県規則第二十二号（山梨県行政組織規則の一部を改正する規則）

二 上 一 東京事務所
六 下 六 第四十六号
、東京事務所
第四十七号

平成二十年三月二十八日山梨県規則第二十三号（山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則）

二 上 一 同表建築住宅課
六 下 六 同表建築指導課

二 上 一 同表建築住宅課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番